

# 一般廃棄物処理業許可申請の手引き

(許可申請用)

八 王 子 市

令和5年(2023年)9月

## はじめに

- この申請の手引きは、一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可申請用です。
- 申請に際しては、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する講習会の修了証の写しが必要になります。受講する講習会の種類や受講者の資格等に関しては、8ページで確認してください。
- 申請は許可を受けようとする日の2ヶ月前までに提出してください。

## 目次

	ページ
1 申請受付場所 -----	1
2 申請方法等 -----	1
3 申請手数料 -----	1
4 申請から審査・許可決定までの流れ -----	2
5 申請書類の作成 -----	3
6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書 -----	8
7 一般財団法人日本環境衛生センターの講習会 -----	8
8 注意事項 -----	9
【申請書類記入例】-----	13
① 申請用紙（様式第10号）	
② 変更事項確認書（更新許可申請用）	
③ 新旧役員等対照表（更新許可申請用）	
④ 申出書	
⑤ 機材一覧表	
⑥ 登録車両の写真（貼付台紙）	
⑦ 従業員名簿	
⑧ 本市以外の地方公共団体における許可・委託の状況	
⑨ 資産に関する調書（様式第11号）	
⑩ 経理的基礎を有することの説明書	
⑪ 申請用紙（様式第12号）	
⑫ 施設内配置図	
⑬ 写真撮影場所を示す図面	
⑭ 作業手順説明書	
⑮ 保管場所の図面および容量計算	
⑯ 施設清掃に関する説明	
⑰ 生活環境の保全対策に関する説明	

## 1 申請受付場所

申請は次の場所で受け付けています。

八王子市 資源循環部 廃棄物対策課  
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号（本庁舎事務棟2階）  
電話 042-620-7458（直通）  
FAX 042-622-7262  
メール b480900@city.hachioji.tokyo.jp

## 2 申請方法等

### (1)申請方法

- ① 来庁して申請する場合  
・申請は、予約制とさせていただきます。  
あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。
- ② 郵送で申請する場合  
・申請書類の他にレターパックプラス（520円）を2部添付してください。  
（副本・手数料納付書送付用、許可証送付用に使用します。あらかじめ送付先の記載をお願いします。）

### (2)申請受付時間

平日 8時30分から11時まで及び13時から16時まで

### (3)提出部数

2部  
但し、このうち1部は申請書を写したもので可

## 3 申請手数料

### (1)申請手数料(令和5年(2023年)9月現在)

一般廃棄物処理業 許可申請 10,000円

### (2)納入方法

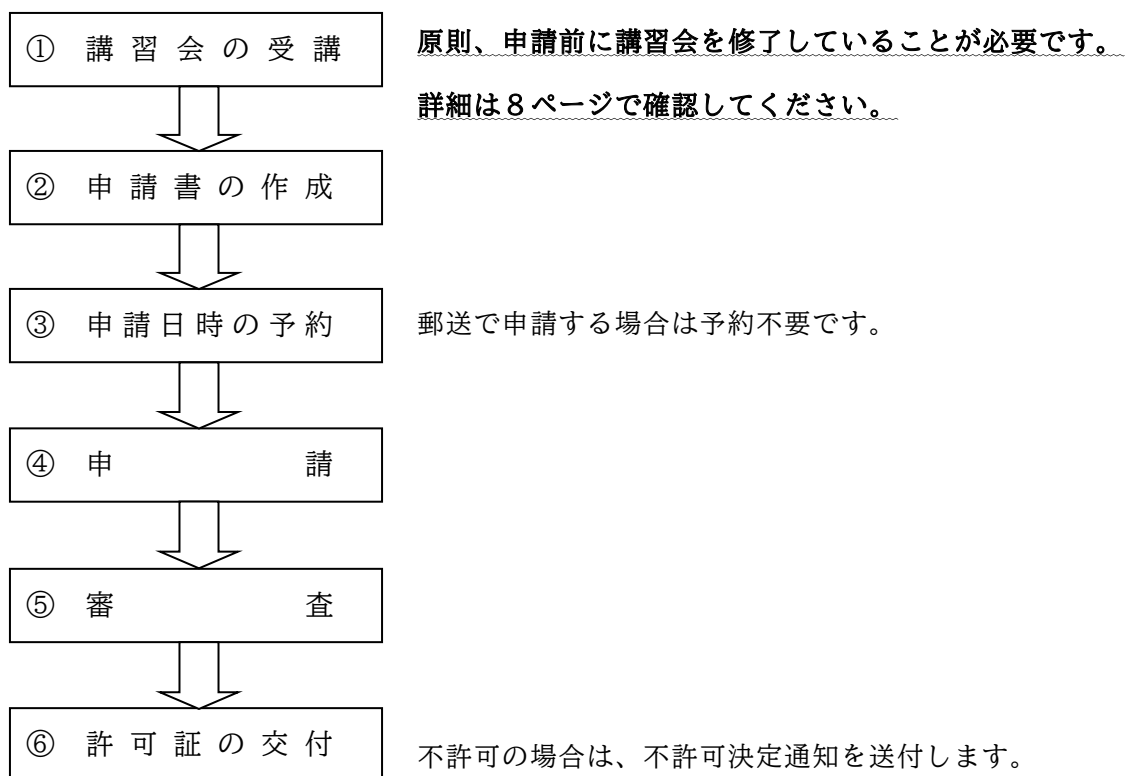
- ① 来庁して申請する場合  
・申請日に本庁舎内の金融機関または会計部で納付していただきますので、必ず現金を御用意ください。

取り扱い時間	
指定金融機関（みずほ銀行派出所）	午前9時から午後4時まで
会計部	午前8時30分から午前9時まで 及び午後4時から午後5時まで

- ② 郵送で申請する場合  
・同封していただいたレターパックプラスにて手数料納付書をお送りしますので、納付証裏面記載の金融機関等でお支払いください。手数料納付後、「納入通知書兼領収証書」の写しを、当課までメールまたはFAX等でお送りください。  
※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取り下げの場合でも返還できません。

## 4 申請から審査・許可決定までの流れ

### (1)申請の流れ



### (2)審査期間

- ① 審査の標準処理期間は申請書受理後60日です。
- ② 次の期間は標準処理期間に含まれません。
  - ・予約日から申請書を受理するまでの期間
  - ・申請書受理後、書類の修正・追加に要した期間
  - ・土日祝日、年末年始(12/29-1/3)

※審査期間中の審査状況の問合せは御遠慮ください。

### (3)許可証の交付

許可証は窓口または郵送で交付します。

#### ①窓口での交付を希望される場合

- ・許可決定後に市から送信される「許可決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、申請を行った窓口にお持ちください。受領証と引き換えに許可証をお渡しします。
- ・更新許可の場合は、旧許可証と交換に新しい許可証を交付しますので、必ず旧許可証もお持ちください。ただし、従前の許可証の有効年月日前に新しい更新許可証を受領する場合は、従前の許可証は有効年月日経過後に返納していただきますので、持参していただく必要はありません。

#### ②郵送での交付を希望される場合

- ・許可決定後に市から許可証と「許可決定のお知らせ」を送付します。受領後、「許可決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、メールやFAX等でご返信ください。
- ・更新許可の場合は、従前の許可証を有効年月日経過後にご返納ください。

## 5 申請書類の作成

### (1)申請書類様式等

八王子市ホームページよりダウンロード、又は電話連絡の上、廃棄物対策課で受領してください。

### (2)申請書のとじ方



・申請書は左側に2つ穴をあけ、下記リストの順番に並べて、綴りひもで綴ってください。

・不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認してください。

### (3)申請書類等の確認リスト

申請者が法人の場合と個人の場合では必要書類が異なりますので御注意ください。

No.	申請書類等		提出の要否	
			法人	個人
<b>【申請書類（様式）】</b>				
1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第10号様式) (p.14~16)	申請者及び役員全員（監査役含む）、5%以上有する株主を記載してください。 <u>※氏名にはふりがなをつけてください。</u> ※収集運搬業の「作業場所及び運搬場所」欄については、令和4年10月1日以降が許可年月日になる許可の申請から「館クリーンセンター」を記載できます。	○	○
	一般廃棄物処分業許可申請書(第12号様式) (p.26~28)			
2	変更事項確認書(更新許可申請用)(p.17)	代表取締役、役員等、令第4条の7に規定する使用人又は株主等を変更する場合は、新旧役員等対照表(p.18)に記載し、提出してください。	○	○
<b>【申請者に関する書類】</b>				
3	定款の写し *正写した日が6か月以内かつ最新のもの		○	—
4	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) *発行日から6か月以内かつ最新のもの	申請者	○	—
		5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が法人の場合)	○	
5	住民票抄本(本籍が記載されたもの) *発行日から6か月以内かつ最新のもの *外国籍の人は国籍・通称名が記載されたもの *マイナンバーが記載されていないもの	申請者	—	○
		役員等(監査役を含む)	○	—
		5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が個人の場合)	○	—
		令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) 注)使用人については、p.8「7(2)令第4条の7に規定する使用人」を参照してください。	○	○

No.	申請書類等		提出の要否			
			法人	個人		
6	申出書(p.19)		代表者及び役員全員（監査役を含む）、 5%以上の株主又は出資者、 令第4条の7に規定する使用人（本人の自署）		○	○
7	<b>成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書</b> * 発行日から6か月以内かつ最新のもの  注) p.8「6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書」を参照してください。		申請者	-	○	
			役員等（監査役を含む）	○	-	
			5%以上の株主又は出資者 （株主又は出資者が個人の場合）	○	-	
			令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） 注) 使用人については、p.8「7 (2) 令第4条の7に規定する使用人」を参照してください。	○	○	
<b>【使用権限を証明する書類等】</b>						
8	本店・事務所	案内図	申請所在地を、マーカー等で明示してください。 注) 本市における業務を行う事務所が本店とは別にある場合は、それぞれ提出してください。	○	○	
		配置図	敷地内における事務所等の配置	○	○	
		写真	外観（社名が写っているものが望ましい）と内部の写真2枚	○	○	
		土地	自己所有の場合：登記簿謄本、公図 賃貸借の場合：賃貸借契約書(契約期間内)	○	○	
		建物	自己所有の場合：登記簿謄本 賃貸借の場合：賃貸借契約書(契約期間内)	○	○	

No.	申請書類等		提出の要否		
			法人	個人	
<b>【施設に関する書類】</b>					
9	運搬車両	機材一覧表 (p.20)	「厨芥」を扱う場合は、パッカー車等、密閉度の高い車両が必要です。	○	○
		自動車検査証(電子車検証を除く)の写し又は自動車検査証記録事項※の写し(使用する全車両分)  ※令和5年1月から電子化された自動車検査証とともに交付される書面で、該当者のみが必要です。	注1) <u>運搬車両の使用権原は、自動車検査証の所有者又は使用者の欄で確認します。使用権原があると認められるのは、次の場合のみです。</u> ① <u>自動車検査証の使用者が申請者である場合</u> ② <u>自動車検査証の使用者欄が空欄の場合には、所有者が申請者である場合</u>  注2) <u>レンタル車両(借受契約等で借りている車両)の登録は認めていません。</u>  注3) 自動車検査証の有効期間が申請日時点で有効なものに限ります。  注4) 既に他の事業者の登録車両となっている車両は、申請されても登録できません。  注5) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくディーゼル車走行規制対象車は、粒子状物質減少装置の装置装着証明書を提出してください。	○	○
		写真(p.21)	注1) 撮影方法は、p.21「登録車両の写真」で確認してください。 注2) 車両の全体が外観できるよう斜めより撮影してください。 注3) 前方後方のナンバープレートと車体両側面の許可表示がわかるように撮影してください。不鮮明な場合は、アップした写真も付けてください。	○	○
10	積替保管施設及び処分施設	※ 収集運搬業(積替え保管を除く)の申請には、No.10の書類は不要			
		施設内配置図(p.29)	敷地内における施設や保管場所等の配置図	○	○
		写真撮影場所を示す図面(p.30)	施設内の写真撮影箇所を図面上で示してください。	○	○

No.	申請書類等		提出の要否		
			法人	個人	
10	積替保管施設及び処分施設	写真	写真撮影場所を示す図面の写真を付けてください。	○	○
		作業手順説明書(p.31)	作業手順を記載してください。	○	○
		保管場所の図面及び容量計算(p.32)	保管場所、容器等の図面及び保管容量の容量計算をつけてください。	○	○
		施設清掃に関する説明(p.33)	施設内の清掃に関する事項を記載してください。	○	○
		生活環境の保全対策に関する説明(p.34)	生活環境の保全対策に関する事項を記載してください。	○	○
	処分施設	構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図	各図面をつけてください。	○	○
		設計計算書	処理能力の計算書をつけてください。	○	○
【申請者に関する書類】					
11	従業員名簿(p.22)	八王子市の一般廃棄物収集運搬業に従事している従業員について記載してください。	○	○	
12	本市以外の許可状況(p.23)	都の産廃許可を受けている場合のみ、都の許可証の写しを提出してください。他の許可証の写しの添付は不要です。	○	○	
13	環境認証の写し	ISO認証証明書、エコアクション21等を受けている場合のみ、提出してください(許可期間の確認をしてください)。	○	○	
【財政能力に関する書類】					
14	法人税の納税証明書「その1 納税額等証明用」(直近2年分) (所得金額等を課税標準として課税される国税)	注1) 納税証明書は税務署(国税庁)で交付しています。 注2) 設立直後の法人で法人税の申告期限未到来の場合は、不要です。 注3) 個人の場合は、所得税の納税証明書	○	○	



No.	申請書類等		提出の要否	
			法人	個人
15	法人市民税の納税証明書 (直近2年分) (都内に事務所・事業所がある法人に課税される税金)	注1) 法人市民税は市役所で発行しています(事務所が23区の場合、特例で都民税とあわせて都税事務所に納付するので、都税事務所で発行しています。) 注2) 設立直後の法人で法人市民税の申告期限未到来の場合は、不要です。 注3) 個人の場合は、市町村民税納税証明書	○	○
16	固定資産税の納税証明書 (直近2年分)	注) 八王子市に本店、事業所、駐車場を所有している方のみ	○	○
17	資産に関する調書 (第11号様式)(p.24)	注) 個人事業者及び設立直後で1回目の決算が確定していない法人	○	○
18	貸借対照表(直近2年分)	注) 設立直後の法人で1回目の決算が確定していない場合は、No.18~No.21までの書類は不要です。	○	—
19	損益計算書(直近2年分)		○	—
20	株主資本等変動計算書(直近2年分)		○	—
21	個別注記表(直近2年分)		○	—
22	中小企業診断士又は公認会計士が作成した経理的基礎を有することの説明書・記載者の資格証明書(p.25)、又は返済不要な負債の額及びその負債が返済不要であることが分かる書類(任意書式) 注) 該当者のみ提出が必要な書類です。該当するか否かは、p.10「(7) 経理的基礎の有無」の基準を確認してください。		○	○
<b>【技術的能力に関する書類】</b>				
23	講習会の修了証の写し	一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習の修了証の写し 注) 修了証については、p.8「7一般財団法人日本環境衛生センターの講習会」を参照してください。	○	○
24	運搬先を証明できる書類	*運搬先が戸吹清掃工場の場合は不要です。 注1) 運搬先の再生利用事業登録証明書 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律による廃掃法の特例を受ける場合で、運搬先が再生利用事業者であるときは提出してください。 注2) 運搬先の一般廃棄物処分業許可証の写し 注3) 市外へ運搬する場合は、市町村同士の協議が必要です。別途ご相談ください。	○	○
25	契約書又は契約書に準じた書類等	契約先との契約書の写しを添付してください。 注1) 「一般廃棄物の収集運搬」「月あたりの収集量」「月あたりの収集回数」「収集品目」「契約期間」などの内容が明記されているもの 注2) 運搬先に「多摩清掃工場」がある場合は、多摩ニュータウン地域内の契約先との契約書の写しを添付してください(p.9の8(6)を参照してください)。	○	○
26	申請者の許可証の写し	申請に係る八王子市一般廃棄物収集運搬業(又は処分業)許可証の写し	○	○

## 6 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書

後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類です。証明書の交付は全国の法務局及び地方法務局で行っています（郵送受付は東京法務局のみ）。登記事項証明書の交付申請をする際は「証明事項」の欄に「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」をチェックしてください。

なお、令和元年12月の法改正に伴い、成年被後見人等に該当する場合であっても、廃棄物の処理の業務を適切に行うことができると判断されれば、一律に欠格とは扱いません。役員等に成年被後見人等を選任している場合は、業務を適切に行うことができるかどうかを審査する書類として、医師の診断書等の提出を求めますので、事前にご相談ください。

### 登記事項証明書に関する問合せ先

- ・ 窓口での申請：管轄の法務局及び地方法務局
- ・ 郵送による申請：東京法務局 民事行政部 後見登録課  
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
（交通：地下鉄都営新宿線、東西線、半蔵門線「九段下駅」）  
電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）  
ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html>

## 7 一般財団法人 日本環境衛生センターの講習会

許可に際しては、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を修了していることが必要です。

### (1)講習会受講者の資格

講習会の受講者は、個人の場合は申請者本人、法人の場合は代表者、役員（監査役を除く。）又は令第4条の7に規定する使用人のうち常勤者に限ります。

### (2)令第4条の7に規定する使用人(政令で定める使用人)

申請者の使用人で次に掲げる事務所等の代表者です。（登記の有無は問いません。）

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集、運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※講習会の修了者が令第4条の7に規定する使用人の場合に必要な書類

講習会の修了者が申請者の使用人であることを説明する書類として、会社組織図（講習会の修了者の地位が確認できるものに限る。）等を提出してください。

### (3)全国の講習会の日程の問合せ先及び申込受付先

一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局研修事業課

神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

電話 044-288-4919 FAX 044-288-4952

### (4)修了証

申請に必要な講習会の修了証は「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」です。

※東京23区で実施している講習会とは違いますのでご注意ください。

※申請に使用できる修了証は、許可を受けようとする期間の初日の前日から2年以内のものです。

※前回の申請に使用した修了証での申請はできません。

## 8 注意事項

### (1)欠格条項

申請者、申請者の役員等（法人の場合）及び令第4条の7に規定する使用人が、欠格条項に該当する場合には、不許可処分となります。なお、申請時点で欠格条項に該当していたことが許可後に判明した場合には、許可が取消しとなります。

### (2)収集運搬方法

一般廃棄物の収集運搬は、飛散・流出及び悪臭が発散するおそれのない方法で行う必要があります。そのため、一般的な車両では飛散・流出及び悪臭が発散するおそれのある一般廃棄物については、次の例を参考に、収集運搬に適した車両を使用して収集運搬を行ってください。

一般廃棄物の種類ごとの収集運搬方法（例）

一般廃棄物の種類	飛散・流出防止の対策例
厨芥	車両：塵芥車（厨芥を扱う場合はパッカー車等、密閉度の高い車両を使用する）
浄化槽汚泥等	車両：タンク車

### (3)登録車両の写真

- ① 写真はL判の大きさのカラー写真で、鮮明なものを台紙に貼付してください。台紙に直接カラー印刷しても構いません。
- ② 車両の撮影方法（p.21 撮影例参照）
  - ・ 車両は全体が概観できるように、斜め前と斜め後より撮影してください。
  - ・ 前方後方のナンバープレート及び車体両側面の許可表示が分かるように撮影してください。

### (4)他自治体への事前協議の有無

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項に基づき、一般廃棄物を市外へ運搬する場合には、運搬先の自治体と調和を保つために、本市と運搬先の自治体間で協議が必要になります。

なお、市外へ運搬できる一般廃棄物は資源化する厨芥と木くずのみです。

### (5)帳簿備付け・記載・保存義務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項、第16項に基づき、一般廃棄物処理業者は帳簿を備え付けて環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定めるところにより保存する義務があります。

当該環境省令で定めるものは同法施行規則第2条の5のとおりです。

### (6)多摩清掃工場への運搬が可能な地域

本市の中で多摩清掃工場へ運搬が可能なエリアは、次のとおりです。当該エリア内で排出された一般廃棄物を戸吹清掃工場に運搬することは可能ですが、当該エリア以外の一般廃棄物を多摩清掃工場へ運搬することはできません。

※ 多摩清掃工場への運搬が可能な地域（令和5年（2023年）9月現在）

下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑑水、鑑水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目、北野台一丁目、北野台二丁目、北野台三丁目、北野台四丁目、北野台五丁目、長沼町、絹ヶ丘一丁目、絹ヶ丘二丁目、絹ヶ丘三丁目

（令和4年（2022年）4月1日にエリアが拡大されたのでご注意ください）

## (7) 経理的基礎の有無の基準

一般廃棄物処理業の許可は、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有することが必要です。なお、「経理的基礎を有することの説明書」の提出を要する方が、この説明書を提出されない場合には、経理的基礎が無いと判断し、「不許可」処分となります。経理的基礎の有無に対する基準は以下のとおりとしています。

なお、本市では「経理的基礎を有することの説明書」として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書を求めています（中小企業診断士又は公認会計士以外が作成したものは認めておりません）。

### 1. 営業実績が2年間以上ある法人の場合

直前事業年度の 自己資本比率	直前2年間の経常利 益金額等の平均値	直前事業年度の 経常利益金額等	診断書の提出の有無
0%以上	プラス	プラス	原則、不要
0%以上	プラス	マイナス	原則、不要
0%以上	マイナス	プラス	原則、不要
0%以上	マイナス	マイナス	原則、不要
0%未満	プラス	プラス	診断書が必要
0%未満	プラス	マイナス	診断書が必要
0%未満	マイナス	プラス	診断書が必要
0%未満	マイナス	マイナス	不許可

- (注) 1. 経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額のことです。
2. 「診断書」では、今後5年間の収支計画に基づく中小企業診断士又は公認会計士による診断書の提出を要します。ただし、診断書の内容だけで経理的基礎の有無を判断するものではありません。
3. 不許可となった場合でも、申請手数料や診断書は申請者の負担です。
4. 会社更生法及び民事再生法による更生手続等の手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績、更生計画又は再生計画等の内容により判断します。

## 2. 営業実績が2年間以上ある個人の場合

直前事業年度の 資産状況	直前2年間の所得税の 納税状況	診断書の提出の有無
資産≧負債	毎年、納税している	原則、不要
資産≧負債	納税していない年あり	原則、不要
資産<負債	納税している年がある	原則、不要
資産<負債	毎年、納税していない	不許可

- (注) 1. 資産状況については、「資産に関する調書」により判断します。  
2. 納税すべき額が0円の場合は「納税していない」に当たります。  
3. 民事再生法による再生手続きが開始された者の経理的基礎については、  
(7) 1. (注) 4のとおり。

## 3. 営業実績が2年間に満たない法人又は個人の場合

今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書の提出を要します。(中小企業診断士又は公認会計士以外が作成したものは認めておりません)

## 4. その他

- (1) 申請者が法人の場合は、法人税及び事務所が位置する自治体の市区町村税に関して、納税の義務を果たしていること。申請者が個人である場合にあっては、所得税及び市区町村税に関して納税の義務を果たしていること。
- (2) 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に定めるごみ処理手数料の滞納がないこと。

### 【診断書が必要な場合の提出書類】

- ・ 中小企業診断士又は公認会計士による診断書  
「経理的基礎を有することの説明書」(p.25)を参考にしてください。
- ・ その書類を作成した中小企業診断士又は公認会計士の方の資格を証明する書類

#### \* 「経理的基礎を有することの説明書」について

記載していただく内容は、診断する会社の概要、直近2年分の財務諸表に基づく財務診断、いつ、どのような理由で債務超過になったのか、直近決算期における債務超過額、債務超過を解消するための具体的対策、当該対策で生じる当期利益、債務超過を解消できる旨及びその会計年度です。記載内容が不十分であると判断する場合は、内容の加筆や収支計画書などの追加資料の提出を求めることがあります。



# 申請書類記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

八王子市長 殿

申請者 住 所 東京都八王子市〇〇町1-2-3  
氏 名 八王子〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 八王子 太郎

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 042 (〇〇〇) 〇〇〇〇

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
収集又は運搬の区別	収集・運搬（積替え保管を除く）
作業場所及び運搬場所	八王子市域 戸吹清掃工場、館クリーンセンター、 多摩清掃工場（多摩清掃工場運搬区域に限る）
運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量	2トン塵芥車 〇台 2トンドンプ 〇台
主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称、所在地及び電話番号	駐車場 八王子市〇〇町123-4
作業計画	〇〇〇kg/月
従業員の数	〇〇人（うち市内作業従事者〇〇人） （役員を含めた人数）



## (第2面)

既に処理業の許可(他市町村のものを含む。)を有している場合にあってはその許可番号	市 町 村 名	許 可 番 号
		別紙、許可・委託の状況のとおり
申請者 (個人の場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
申請者 (法人の場合)		
(ふりがな) 名 称	所 在 地	
はちおうじまるまるまる 八王子〇〇〇〇株式会社	東京都八王子市〇〇町1-2-3	
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	所 在 地	
役員 (申請者が法人の場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
はちおうじ たろう 八王子 太郎	昭和 30.1.1 代表取締役	東京都八王子市**町一丁目2番 東京都八王子市**町五丁目6番7号
きむ さぶろう 金 三郎 かねだ さぶろう (金田 三郎)	昭和 40.3.6 監査役	**国 東京都八王子市**町10
はちおうじ おきな 八王子 翁	昭和 2.1.2 相談役	東京都八王子市**町一丁目2番 東京都八王子市**町五丁目6番7号

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の 総数	10000株	出資の額	100万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資金額	本籍
		割合	住所
はちおうじ おきな 八王子 翁	昭和 2.1.2	7000株	東京都八王子市**町一丁目2番 住民票のとおり記載してください。
		70%	東京都八王子市**町五丁目6番7号
たかおしょうじ 有限会社高尾 商事		2800株	法人の場合、本籍欄の記入は不要です。
		28%	東京都八王子市**町二丁目*番*号 履歴事項全部証明書のとおり記載してください。
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍
	役職名・呼称	住所	所
<p>&lt;記入に関する注意事項&gt;</p> <p>1 ※欄は記入しないこと</p> <p>2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載すること。申請書に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。</p> <p>4 申請書は2部提出すること。</p>			
※手数料欄			

## 変更事項確認書（更新許可申請用）

更新許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。  
（1又は2のいずれかに○をつけること。）

1 変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

**2** 変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の代表者	新旧役員等対照表のとおり	
<input checked="" type="radio"/> 有・無	役員、顧問、令第4条 の7に規定する使用 人等		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	株主、出資者		
<input checked="" type="radio"/> 有・無	運搬車両	機材一覧表のとおり	
<input checked="" type="radio"/> 有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	従業員数		

注 記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

## 新旧役員等対照表（更新許可申請用）

- ・代表取締役、役員等、令第4条の7に規定する使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をしてください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
1	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
2	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
3	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
4	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
5	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
6	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
7	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
8	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
9	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
10	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
11	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
12	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
13	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
14	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
15	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

〇〇年 〇月 〇日

申 出 書

八王子市長 殿

申請者 住所東京都八王子市\*\*町五丁目6番7号

本籍東京都八王子市\*\*町一丁目2番

氏名 八王子 太郎  
(自署)

私は、一般廃棄物 収集運搬業 処分業 許可申請に際し、下記事項に該当していない者であることを申し出ます。

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令および政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 6 5に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、5の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 8 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から7までのいずれかに該当するもの
- 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの
- 10 個人又は政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの

機 材 一 覧 表

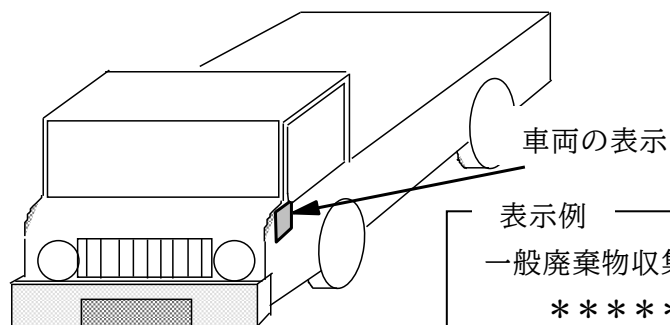
氏名（会社名）**八王子〇〇〇〇株式会社**

	車両の種類	最大積載量	車両番号 (ナンバープレート)	車検有効年月日
1	塵 芥 車	3 t	八王子800あ1234	〇〇年〇〇月〇〇日
2	ダ ンプ	5 t	八王子800あ5678	〇〇年〇〇月〇〇日
3	脱着装置付コン テナ専用車	2 t	八王子800い1234	〇〇年〇〇月〇〇日
4				年 月 日
5				年 月 日
6				年 月 日
7				年 月 日
8				年 月 日
9				年 月 日
1 0				年 月 日
1 1				年 月 日
1 2				年 月 日
1 3				年 月 日
1 4				年 月 日
1 5				年 月 日
1 6				年 月 日
1 7				年 月 日
1 8				年 月 日
1 9				年 月 日
2 0				年 月 日

## — 登録車両の写真 —

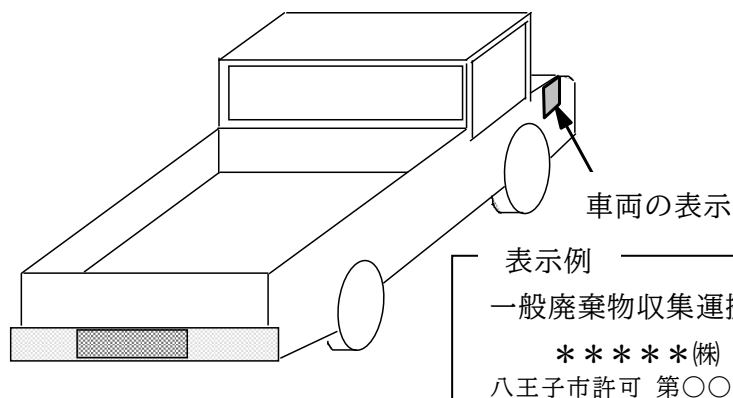
- ・車両は、全体が概観できるよう斜めより撮影してください。
- ・前方後方のナンバープレートと車体両側面の許可表示がわかるように撮影してください。不鮮明な場合は、アップした写真も付けてください。

写真1（斜め前からの写真）



- 注1 車両の全体が外観できるよう斜めより撮影してください。
- 注2 前方のナンバープレートと車体両側面いずれかの許可表示がわかるように撮影してください。  
不鮮明な場合は、アップした写真も付けてください。
- 注3 写真はL版の大きさのカラー写真で、鮮明なものに限ります。

写真2（斜め後ろからの写真）



- 注1 車両の全体が外観できるよう斜めより撮影してください。
- 注2 後方のナンバープレートと車体両側面いずれかの許可表示（写真1とは逆側の表示）がわかるように撮影してください。  
不鮮明な場合は、アップした写真も付けてください。
- 注3 写真はL版の大きさのカラー写真で、鮮明なものに限ります。

従 業 員 名 簿

	氏名	住所	職種
1	〇〇 〇〇	八王子市〇〇町 1 - 2 - 3	事務員
2	〇〇 〇〇	八王子市〇〇町 5 - 6 - 7	運転手
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

※八王子市一般廃棄物処理業に従事している方（役員含む）を記載してください



本市以外の地方公共団体における許可・委託の状況

年 月 日現在

委託・許可を受けている市町村をすべて記入すること

		団体名 (都道府県・市町村・組合等)	業の種類 (○をつける)	許可番号
ごみ処理	(1) 委託 (廃棄物処理法第6条)	〇〇市	収集運搬 中間処理	〇〇〇
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
	(2) 一般廃棄物の許可 (廃棄物処理法第7条)	〇〇市	収集運搬 中間処理	×××
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
(3) 産業廃棄物の許可 (廃棄物処理法第14条)	東京都	収集運搬 中間処理	13-00-〇〇〇	
		収集運搬・中間処理		
		収集運搬・中間処理		
		収集運搬・中間処理		
し尿処理	(1) 委託 (廃棄物処理法第6条)		収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
	(2) 一般廃棄物の許可 (廃棄物処理法第7条)		収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	
	(3) 浄化槽清掃業許可 (浄化槽法第35条)		収集運搬・中間処理	
			収集運搬・中間処理	

申請書の2枚目に書けない場合は  
こちらに書いてください

許可証の写しを添付してください

注 許可証の写しは東京都の産業廃棄物処理業許可の写しのみ提出してください  
用紙に書ききれない場合は、複写してください

第11号様式（第36条、第37条関係）

資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価額
現金預金	預金	2件	〇〇〇万円
有価証券	株式	2件	〇〇万円
未収入金	△△工業(株)	1件	〇〇万円
売掛金	〇〇産業(株)	1件	〇〇万円
受取手形	××建設(株)	1件	〇〇万円
土地	事務所及び駐車場	200㎡	〇〇〇〇万円
建物	事務所	1棟	〇〇〇万円
備品			
車両	塵芥車	5台	〇〇〇万円
その他			
資産額合計			〇〇〇〇万円

負債の種別	内容	数量	価額
長期借入金	銀行融資	1件	〇〇〇〇万円
短期借入金	住宅ローン	1件	〇〇〇〇万円
未払金	〇〇運送(株)	1件	〇〇万円
預り金			
前受金	△△工業(株)手付金	1件	〇〇万円
買掛金	自動車ローン	2台	〇〇〇万円
支払手形	××土木(株)	1件	〇〇万円
その他			
負債額合計			〇〇〇〇万円

# 経理的基礎を有することの説明書

## 1 診断する会社の概要

.....

## 2 直近2年分の財務諸表に基づく財務診断

.....

## 3 債務超過に陥った理由

(いつ、どのような理由で債務超過になったか。現在の債務超過額)

現在の債務超過額 ○○○万円

理由)

.....

## 4 債務超過から脱するための対策

(具体的な対策及びその対策で生じる利益。全対策により生じる当期利益。債務超過が解消できる会計年度)

① .....

当該対策により生じる利益 \*\*万円/年

② .....

当該対策により生じる利益 \*\*万円/年

③ .....

当該対策により生じる利益 \*\*万円/年

①～③の対策を行うことにより、年間\*\*\*万円の当期利益が確保できることから、\*\*年(第\*\*期)会計年度に債務超過は解消します。

## 5 記載者氏名

\*\*年\*\*月\*\*日

住 所 東京都新宿区○○○\*丁目\*番\*号

氏 名 中小企業診断士又は公認会計士 東京○○

記載した、中小企業診断士又は公認会計士の方がその資格を有することが確認できる許可証、証明書等の写しを添付してください。

第12号様式（第37条関係）

年 月 日	
八王子市長 殿	
申請者 住 所 東京都八王子市〇〇町1-2-3	
氏 名 八王子〇〇〇〇株式会社	
代表取締役 八王子 太郎	
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
電話番号 042 ( )	
一般廃棄物処分業許可申請書	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 木くず
処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区別	中間処理
処分の方法	破碎処理
一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 （当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量）	破碎機 1機 東京都八王子市〇〇町1-2-3 〇〇.〇〇t/日
主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称、所在地及び電話番号	
作業計画	受入回数 30回/月 受入量 20t/月
従業員数	10名

## (第2面)

既に処理業の許可（他市町村のものを含む。）を有している場合にあってはその許可番	市 町 村 名	許 可 番 号
		別紙、許可・委託状況のとおり
申請者（個人の場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所
申請者（法人の場合）		
(ふりがな) 名 称		所 在 地
はちおうじまるまるまる 八王子〇〇〇〇株式会社		東京都八王子市〇〇町1-2-3
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		所 在 地
役員（申請者が法人の場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
はちおうじ たろう 八王子 太郎	昭和30年1月1日	東京都八王子市**町一丁目2番
	代表取締役	東京都八王子市**町五丁目6番7号

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数		200株	出資の額	1000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資金額	本	籍
		割合	住	所
はちおうじ おきな 八王子 翁	昭和2年1月1日	100株	東京都八王子市**町一丁目2番 住民票のとおり記載	
		50%	東京都八王子市**町五丁目6番7号	
有限会社 高尾 しょうじ 商事		100株	法人の場合本籍欄の記入は不要	
		50%	東京都八王子市**町二丁目*番*号 履歴事項全部証明書のとおり記載	

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

<記入に関する注意事項>

- ※欄は記入しないこと
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載すること。申請書に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。
- 申請書は2部提出すること。

※手数料欄

一般廃棄物処理業許可申請の手引き（許可申請用）

令和5年（2023年）9月 第10版

八王子市資源循環部廃棄物対策課

八王子市元本郷町三丁目24番1号